

○フェリス女学院大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程

2013年12月19日制定

2015年3月12日改正

2017年2月16日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、フェリス女学院大学（以下「本学」という。）において研究に携わる専任教員及び嘱託教員等の研究活動に関する不正行為を防止し、不正行為者に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他人のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解を得ず、又は適切な表示をせず流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
ただし、投稿先学術誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。
- (5) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。
- (6) 利益相反
- (7) 研究費の不正使用 法令、研究費を交付する機関の定める規程、本学の規則等に違反して研究費を使用すること。
- (8) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

(最高管理責任者)

第3条 本学における研究活動の不正行為防止に関し、本学全体を統括し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、本学における研究活動の不正行為防止に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置き、副学長（事業推進担当）をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 統括管理責任者のもとに、各部局等に研究活動上の不正行為の防止に関し、実質的な責任と権限を有するコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、各学部長、各研究科長、各センター長及び大学事務部長とする。

(研究倫理教育責任者)

第5条の2 統括管理責任者のもとに、各部局等に研究倫理に関する知識を定着・更新させるた

めの実質的な責任と権限を有する研究倫理教育責任者を置く。

(相談窓口)

第6条 本学における公的研究費等の交付申請、使用規程等に関する本学及び本学以外の研究者からの相談を受け付ける窓口を、大学事務部総務課に置く。

(通報窓口)

第7条 本学における研究活動に係る不正行為に関する通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を置く。

(通報の受付)

第8条 通報は、電話、電子メール、書面、面会等により、直接通報窓口に対して行う。

2 通報は原則として顕名によるものとし、不正行為を行ったとする者又はグループ、不正行為の態様等の事案の内容が明示され、かつ、不正とすることの合理的理由が示されていない場合ではない。

3 前項にかかわらず、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じて取り扱うことができる。

4 報道、学会及び会計検査院等の外部機関から不正の疑いが指摘された場合、前項の匿名の通報があった場合に準じて取り扱う。

(通報の取扱)

第9条 前条に規定された通報があった場合は、通報窓口は速やかに最高管理責任者に報告する。

(通報者及び被通報者の保護等)

第10条 通報内容や通報者の秘密を守るために、通報を受け付ける場合は、面談又は電話若しくは電子メール等を通報窓口の担当者以外に見聞きできないように、適切な方法を講じなければならない。

2 通報窓口は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容等について、漏洩しないよう秘密保持を徹底する。

3 最高管理責任者は、通報者が通報したことを理由に、不利益な扱いがなされないよう、適切な措置を講じなければならない。

(通報等に係る事案の調査)

第11条 最高管理責任者は、第8条に規定された通報を受けたときは、統括管理責任者及び被通報者が所属する部局等のコンプライアンス推進責任者に通知するとともに、当該通報等がなされた事案について必要な調査を行う。

(予備調査委員会)

第12条 最高管理責任者は、通報を受けた後、速やかに通報内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うため、予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 統括管理責任者

(2) 被通報者が所属する部局等のコンプライアンス推進責任者

(3) 被通報者の研究関連分野を専門とする本学の専任教員で最高管理責任者が指名する者 若干名

(4) その他最高管理責任者が必要と認めた者

3 予備調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 予備調査委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
(予備調査)

第13条 予備調査委員会は、通報事案について予備調査を行い、調査委員会による本格的な調査（以下「本調査」という。）の可否を判断し、その結果を最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、予備調査の結果を踏まえ、本調査を行うか否かを速やかに決定し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）に報告する。

3 前2項の報告は、通報等の受付から起算して30日以内になされなければならない。

4 本調査を行わない場合、最高管理責任者は、その旨を理由とともに、通報者に書面によって通知する。

(調査委員会)

第14条 最高管理責任者が本調査すべきものと決定した場合、前条第1項の報告が行われた日から起算して30日以内に調査委員会を設置し、本調査を開始する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 統括管理責任者

(2) 被通報者が所属する部局等のコンプライアンス推進責任者

(3) 大学評議会が推薦する者 1名

(4) 被通報者の研究関連分野を専門とする本学の専任教員で最高管理責任者が指名する者 1名

(5) 外部有識者

3 前項第5号の委員の数は、構成員の半数以上とする。

4 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する者は、調査委員会の委員になることはできない。

6 調査委員会が必要と認めるときは、法律専門家等の出席を求め意見を聴くことができる。

(調査委員会の任務)

第15条 調査委員会は、調査方針、調査対象及び方法等を策定し、最高管理責任者に報告する。

2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について調査する。

(本調査)

第16条 最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを書面で通知し、調査への協力を求める。

2 最高管理責任者は、調査委員会の委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

3 本調査は、通報された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査及び関係者へのヒアリング、再実験の要請、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係資料の精査等により実施する。

4 調査委員会は、本調査中に被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

5 本調査の対象は、通報に係る研究のほか、調査委員会の判断により本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

6 最高管理責任者は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関及び文部科学省に報告し、協議しなければならない。

(調査中における一時的措置)

第17条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を受けるまでの間、必要に応じて、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(異議申立て)

第18条 通報者及び被通報者は、第16条第2項の規定により通知を受けた調査委員会の委員に異議がある場合は、最高管理責任者に異議申立てをすることができる。

2 最高管理責任者は、異議申立てがあった場合、その内容が妥当であると判断したときには、当該異議申立てに係る調査委員会の委員を交代させることができる。

3 第1項の異議申立ては、当該通知を受けた日から起算して14日以内に行わなければならない。

4 最高管理責任者は、第2項により委員を交代させたときは、当該調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

5 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(証拠の保全等)

第19条 調査委員会は、通報された事案に係る証拠となる関係書類等を保全する措置をとることができる。

2 調査委員会は、証拠となる関係書類等の入手が困難又は隠蔽が行われるおそれがある場合には、必要最小限の範囲で通報された事案に係る研究活動の停止、本調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器若しくは物品の保全措置をとることができる。

3 調査委員会は、前2項の措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

(弁明の機会)

第20条 調査委員会は、被通報者から申し出があった場合、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

2 前項による弁明を行う場合、被通報者は自己の責任において当該研究が適正な方法と手続によって行われたことを、証拠となる関係書類等を示し立証しなければならない。

(調査への協力義務)

第21条 各部署及び教職員等は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査委員会に協力しなければならない。

2 調査対象部門及び調査対象者は、調査委員会から調査の実施に必要な帳簿、証憑書類等の提出、物件の提示、事実の報告及び説明等、調査の実施上必要な協力要請を受けたときは、正当な理由がない限り協力を拒んではならない。

(認定)

第22条 調査委員会は、本調査を開始した日の翌日から起算し概ね150日以内に、不正行為が行われたか否かの認定を行い、最高管理責任者に報告する。

- 2 不正行為が行われたと認定された場合は、その内容、不正行為等に関与した者とその関与の度合い及び不正使用の相当額を認定するものとする。
- 3 不正行為が行われなかったと認定された場合は、通報が虚偽、又は不正の利益を得る目的、学院又は第三者に損害を加える目的、その他、誹謗中傷等の不正の目的（以下「不正の目的等」という。）をもってなされたものであったか否かを認定するものとする。ただし、通報が不正の目的等をもってなされたものであるとの認定を行うに当たっては、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。

（調査結果の通知）

第23条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者、被通報者及び被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者（以下「被通報者等」という）に通知する。

- 2 被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関の長に調査結果を通知する。
- 3 不正の目的等をもってなされた通報との認定があった場合は、最高管理責任者は通報者の所属機関の長にも調査結果を通知する。

（調査結果の資金配分機関等への報告）

第24条 最高管理責任者は、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関に提出する。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告する。
- 3 最高管理責任者は、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を資金配分機関に提出する。
- 4 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関による当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の求めに応じる。

（不服申立て）

第25条 第22条により不正行為と認定された被通報者等及び不正の目的等をもってなされたものと認定された通報者は、前条の通知の日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して、書面により不服申立てをすることができる。

- 2 前項の規定に関わらず、被通報者及び通報者は同一理由による不服申し立てを繰り返し行うことはできない。

（不服申立ての審査）

第26条 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関するものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の委員に代えて他の者に審査させることができる。

- 2 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 3 最高管理責任者は、前項の結果を通報者及び被通報者等に通知する。被通報者等が本学以外

の機関に所属している場合は、被通報者等の所属機関の長に通知する。また、資金配分機関にも通知する。

- 4 最高管理責任者は、前項のほか不正の目的等をもってなされた通報と認定された通報者からの不服申立てがあったときは、被通報者等及び通報者の所属機関の長にも通知する。

(再調査)

第27条 調査委員会は、再調査の実施を決定した場合は、被通報者に対し当該事案の速やかな解明に向けて協力を求めるものとする。

- 2 再調査を開始した場合は、調査委員会は、不服申立てを受けた日の翌日から起算して原則として50日以内に、再調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 3 最高管理責任者は、前項の再調査結果を、速やかに通報者、被通報者等及び資金配分機関の長に通知する。不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは、被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関の長にも通知する。

- 4 最高管理責任者は、前項のほか不正の目的等をもってなされた通報と認定された通報者からの不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関の長にも通知する。

(調査結果の公表)

第28条 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたと認定したときは、速やかに調査結果を公表する。

- 2 公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正行為の内容及びその関与の程度
- (3) 研究費の不正使用があった場合、その相当額
- (4) 調査委員会の委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順及び調査委員会が公表までに行った措置の内容

- 3 最高管理責任者は、不正の目的等をもってなされた通報との認定があったときは、通報者の氏名、所属及び不正の目的等をもってなされた通報と認定した理由を公表する。

- 4 最高管理責任者は、通報がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の所属及び氏名を公表しないことができる。

- 5 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。

(是正措置)

第29条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、最高管理責任者は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項により講じた是正措置等の内容を当該通報者及び当該資金配分機関の長に対して通知する。

(不正行為と認定された者への措置)

第30条 第22条第2項及び第29条第1項により、不正行為が行われたと認定された場合、最高管理責任者は、不正行為への関与が認定された者（以下「被認定者」という。）で本学に所属する被認定者に対し、就業規則ほか諸規則諸規程に従って、適切な措置を講じる。

2 前項の被認定者が本学以外の機関に所属している場合は、最高管理責任者が適切な措置を行う。

3 最高管理責任者は、被認定者に対し、当該研究費の使用中止を命じる。ただし、極めて悪質な不正行為の場合は、当該研究に配分された研究費の全額を返還させる。あわせて、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げも勧告する。

(不正関与業者への措置)

第31条 不正行為に関与した業者には、本学との取引停止、契約解除等の措置を行う。

(措置の解除等)

第32条 調査の結果、不正行為は行われなかったと認定された場合は、最高管理責任者は、第19条第1項及び第2項の証拠の保全措置並びに第17条の調査中における一時的措置を解除する。

(名誉回復義務)

第33条 当該事案において、第22条による不正行為の認定が行われなかった場合、最高管理責任者は、被通報者等の地位と名誉の回復のために不正行為等がなかったことを調査関係者等に対して周知するとともに、今後の教育・研究活動において何ら不利益が生じないように必要かつ適切な措置を速やかに講じなければならない。

(その他の事項)

第34条 この規程に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、学校法人フェリス女学院公益通報等に関する規程(2010年5月27日制定)に定める。

(庶務)

第35条 この規程に関する事務は、大学事務部総務課が行う。

(規程の改廃)

第36条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、部長会議及び常任理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2013年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、2017年2月16日から施行する。